

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第6回）議事概要

日 時 平成22年5月21日（金） 17:00～17:20

場 所 農林水産省第1特別会議室

出席者 大臣官房長、大臣官房秘書課長、大臣官房経理課長、大臣官房地方課長、大臣官房統計部管理課長、総合食料局総務課長、消費・安全局総務課調査官（代理）、生産局総務課長、経営局総務課長、農村振興局総務課長、農林水産技術会議事務局総務課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長

概 要

1. 組織内部のチェック体制等の徹底と危機管理体制の強化について官房長から発言
2. 平成21年度発注者綱紀保持対策の実施状況について報告
 - (1) 平成21年度発注者綱紀保持対策実施状況（資料1及び資料1-1～1-5）
 - (2) 食料安定供給特別会計入札等監視委員会における意見具申に係る報告及び対応状況（資料2）
3. 平成22年度発注者綱紀保持対策の実施方針について報告（資料3）

主な議論の内容

- 食料安定供給特別会計入札等監視委員会における意見具申について
 - ・ 意見具申を受け、総合食料局及び経営局における再発防止策である契約事務説明研修の取組について補足説明。

4. 締め括りとして、官房長から職員の技量の向上を図るよう指示

以 上

(1) ①平成21年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

1 第5回委員会(平成21年12月11日開催)における報告済み事項

(1) 発注者綱紀保持研修の開催

平成21年8月、施設等機関及び地方支分部局の発注者綱紀保持担当者(33名)、本省内の管理監督者及び発注担当職員(35名)に対して研修(第1回)を実施。

(2) 発注者綱紀保持規程の改正

職員の法令違反等行為に関する通報制度の改正に伴い、規程を改正(8月)

(3) 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知

- ① 競争参加資格確認通知書に発注者綱紀保持対策のチラシを同封(10月から)
- ② 農林水産本省調達情報のメールマガジンに発注者綱紀保持対策の実施を付加(11月から)

2 本日の委員会における報告事項

(1) 発注者綱紀保持研修の開催(平成22年1月)

本省内の管理監督者及び発注担当職員に対して研修(第2回)を実施し、講義後、綱紀保持の認識状況を確認するため発注者綱紀保持に関するチェックシートを実施。(コンプライアンス強化の観点から参加者を拡大(第1回35名→第2回85名))

(2) 「ポケット版発注者綱紀保持マニュアル」の配布(平成22年2月)

ポイントを絞り、分かりやすく解説したポケット版マニュアルを作成し、本省、施設等機関及び地方支分部局の管理監督者及び発注担当職員を対象に配布

(3) 発注者綱紀保持に関するチェックシートの実施(平成22年3月)

(2)の周知後、本省内の管理監督者及び発注担当職員に対してチェックシートを実施

平成21年度発注者網持研修等開催状況

平成22年3月31日現在

平成22年5月31日現在

実施機関			開催状況	
			参加者総数	開催内容
農林水産本省			153名	8/27～28 研修 68名 出先機関発注者網紀保持担当者等33名、省内管理監督者及び発注担当職員35名 (35名の内訳) 大臣官房10名、総合食料局6名、消費・安全局3名、生産局3名、経営局1名、農村振興局2名、農林水産技術会議事務局4名、林野庁3名、水産庁1名、農林水産政策研究所2名 1/25 研修 85名(省内管理監督者及び発注担当職員) (85名の内訳) 大臣官房9名、大臣官房統計部4名、総合食料局7名、消費・安全局6名、生産局10名、経営局8名、農村振興局9名、農林水産技術会議事務局5名、林野庁13名、水産庁12名、農林水産政策研究所2名
(参考)				
地方農政局	東 北	164名	9/29 研修94名、2/16 講習70名	
	関 東	152名	6/3 研修 63名、2/10 講習89名	
	北 陸	153名	11/9 講習36名、11/27 講習65名、2/18 講習52名	
	東 海	139名	1/27 講習14名、1/27 講習26名、1/28 講習23名、2/4 講習33名、2/18 講習43名	
	近 畿	74名	7/17 講習 43名(瀬戸内漁調1名を含む。)、 11/17 講習 31名(瀬戸内海漁調1名を含む。)	
	中国四国	297名	7/6 講習34名、10/15 講習31名、11/19 講習32名、11/24 講習64名、 12/21 講習32名、3/17 講習104名	
	九 州	341名	8/6 研修50名、9/28 研修38名、10/22 研修30名、11/4 研修30名、 1/8 研修36名、3/17 研修157名	
北海道農政事務所			86名	6/18 研修58名(北海道漁調4名を含む。)、 12/15 28名(北海道漁調4名を含む。)
森林管理局	北 海 道	413名	4/8～12/11 発注者網紀保持研修等16回	
	東 北	368名	4/8～10/8 発注者網紀保持研修等6回	
	関 東	129名	7/7～11/11 発注者網紀保持研修等3回	
	中 部	152名	5/14～2/17 発注者網紀保持研修等4回	
	近 畿 中 国	73名	7/14～2/3 発注者網紀保持研修等4回	
	四 国	109名	4/14～2/4 発注者網紀保持研修等5回	
	九 州	307名	5/22～3/9 発注者網紀保持研修等5回	
漁業調整事務所	北 海 道	(8名)	(6/18 北海道農政事務所発注者網紀保持研修へ参加 4名、 12/15 北海道農政事務所発注者網紀保持研修へ参加 4名)	
	仙 台	5名	9/4 仙台漁業調整事務所発注者網紀保持研修実施 5名	
	新 潟	(1名)	(8/27～28 平成21年度第1回農林水産省発注者網紀保持研修へ参加 1名)	
	境 港	(1名)	(11/24 中国四国農政局発注者網紀保持研修へ参加予定 1名)	
	瀬 戸 内 海	(2名)	(7/17・11/17 近畿農政局発注者網紀保持講習へ参加 各1名)	
	九 州	(1名)	(8/27・28 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)	
植物防疫所	横 浜	30名	2/24 講習30名	
	名 古 屋	12名	3/3 講習12名	
	神 戸	23名	3/11 研修23名	
	門 司	19名	3/18 研修19名	
	那 覇	5名	6/8 研修 5名	
動物検疫所			10名	3/3 研修10名
動物医薬品検査所			61名	4/17 研修 61名
農林水産研修所			9名	10/30 研修 9名
農林水産政策研究所			38名	4/24 研修38名
森林技術総合研修所			12名	12/16 研修12名
農林水産技術会議事務局筑波事務所			21名	12/18 研修21名

資料1-2

平成21年度発注者綱紀保持委員会 開催状況（機関別）

平成22年3月31日現在

実施機関		平成21年度		
		定例会議		随時会議
植物防疫所	横 浜	平成22年1月18日	平成22年3月9日	
	名 古 屋	平成21年9月28日	平成22年3月16日	
	神 戸	平成21年9月28日	平成22年3月15日	
	門 司	平成21年4月28日	平成22年1月25日	
	那 覇	平成21年6月8日	平成21年12月21日	
動物検疫所		平成22年3月29日		
動物医薬品検査所		平成21年4月6日	平成21年11月16日	
農林水産政策研究所		平成22年3月29日		
農林水産研修所		平成21年9月14日		
森林技術総合研修所		平成21年12月7日		
漁業調整事務所	北 海 道	平成21年10月26日	平成22年3月31日	
	仙 台	平成21年9月4日	平成22年3月23日	平成21年4月10日 平成21年8月12日
	新 潟	平成21年10月6日	平成22年3月30日	
	境 港	平成21年10月26日	平成22年3月31日	
	瀬 戸 内 海	平成21年10月22日	平成22年3月18日	
	九 州	平成21年11月13日	平成22年3月19日	
地方農政局	東 北	平成21年10月2日	平成22年3月26日	
	関 東	平成22年3月29日		
	北 陸	平成21年12月21日		
	東 海	平成21年10月30日	平成22年3月25日	
	近 畿	平成21年5月28日	平成21年11月16日	
	中 国 四 国	平成21年9月15日	平成22年4月6日 (持回決裁)	
	九 州	平成21年4月17日	平成21年10月30日	
北海道農政事務所		平成21年11月27日	平成22年3月16日	
森林管理局	北 海 道	平成21年11月20日	平成22年2月16日	
	東 北	平成21年12月24日	平成22年3月19日	
	関 東	平成21年11月10日	平成22年3月11日	
	中 部	平成21年9月11日	平成22年3月10日	
	近 畿 中 国	平成21年11月9日	平成22年3月24日	
	四 国	平成21年11月19日	平成22年3月26日	
	九 州	平成21年9月29日	平成22年3月10日	
農林水産技術会議事務局		平成21年7月7日	平成21年12月8日	

発注者綱紀保持に関するチェックシート実施結果

平成22年1月及び3月、本省内の管理監督者及び発注担当職員に対して実施した発注者綱紀保持に関するチェックシートの結果は以下のとおり

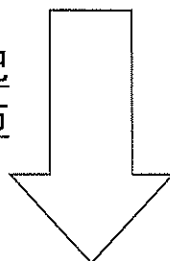
1 第1回(平成21年8月研修)発注者綱紀保持に関するチェックシート実施結果
(第5回委員会にて報告済み)

- 解答者 69名
- 設問数 12問
- 正答率 87.1%
(正解者の延べ人数/解答者の延べ人数)

2 第2回(平成22年1月研修)発注者綱紀保持に関するチェックシート実施結果

- 解答者 84名
- 設問数 12問
- 正答率 83.0%
(正解者の延べ人数/解答者の延べ人数)

「ポケット版発注者綱紀
保持マニュアル」の配布
(平成22年2月)



3 第3回(平成22年3月)発注者綱紀保持に関するチェックシート実施結果

- 解答者 852名
- 設問数 10問
- 正答率 93.5%
(正解者の延べ人数/解答者の延べ人数)

第3回発注者綱紀保持に関するチェックシートの実施前に「ポケット版発注者綱紀保持マニュアル」の配布したことから、解答者数が増加したにもかかわらず、正答率が約10ポイント上昇した結果であった。

引き続き綱紀保持の浸透を図るため、マニュアルの周知徹底が必要である。

第2回（平成22年1月研修）発注者綱紀保持に関する チェックシート実施結果（設問別）

※ 解答者数 84名

※ 訓令に照らし、設問の内容が正しいと思う場合は「○」を、正しくないと思う場合は「×」を記入。

設問 番号	設 問	正解	正答率 (正解者数)
1	農林水産省発注者綱紀保持規程（以下「訓令」という。）において、発注担当職員は会計法令等を遵守しなければならない旨規定されているが、会計法令等に限らず、公務員として他の法令も遵守するのは当然である。	○	100% (84名)
2	訓令の対象となる「発注事務」は、建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品購入等及び役務等に係るすべての支出原因契約における仕様書、設計書、予定価格の作成、契約方式の選択及び入札、契約の相手方決定、監督、検査その他関連事務全般を指し、収入原因契約である物品等の売り払い契約に関する事務はこれに含まれていない。	×	84.5% (71名)
3	事業者との応接に当たっては、受付カウンターなどの適切な場所において行う必要があることから、委託契約の相手方である県の担当者が打合せで来訪した際もその点に留意し、衆人環視の下、課内の打合せスペースにおいて対応した。	○	90.5% (76名)
4	入札において落札決定した事業者から、社に報告する必要があるとの、予定価格と落札金額にどの程度の差があったのか教えてほしいと言われた。 入札前であれば公正な競争を害するおそれがあるが、落札決定後でもあり、いずれ公表される情報であるため、予定価格を教示した。	×	94.0% (79名)
5	来週入札予定の自分が担当する業務と同様の委託業務を発注予定の別の課の事業担当者から、来週の入札にどんな業者が参加予定なのか参考までに教えてほしいと言われたので参加業者のリストを提示した。	×	91.7% (77名)
6	秘密に関する書類の庁舎外への持ち出しは禁止されているが、庁舎外の現地で入札執行を行うため、予定価格など秘密に関する書類を持ち出した。	○	63.1% (53名)
7	いわゆる少額随契の見積合わせにおいて、予定価格の範囲内で契約するために、「もう少しだけ下げてもらえれば」等と発言した。 公表されていない情報の漏洩で、不適切な行為ではあることはもちろんだが、競争入札における予定価格の漏洩と異なり、入札談合等関与行為防止法にまで抵触する行為ではない。 (※参考 入札談合等関与行為防止法第8条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。)	×	97.6% (82名)
8	継続性のある調査業務の契約相手方から、当該年度の調査結果取りまとめの参考にしたいとの理由により、次年度の業務発注の時期や内容について問い合わせがあったので、来年度もおそらく当該事業者が受注するであろうと判断し、時期や内容について口頭で伝えた。	×	97.6% (82名)

9	専門的知見を有する事業者数社から、予定価格の参考とするため、発注予定業務に係る参考見積及び積算内訳書をもらい、このうち最低価格の参考見積額をそのまま予定価格とした。 後日行われた入札の結果、参考見積において最低価格を提出した事業者が同価で落札した。 このことは、予定価格を事前に類推させる行為として、競売入札妨害や入札談合等関与行為防止法に抵触するものである。	×	65.5% (55名)
10	事業者との応接の際、自分以外の担当者が休暇だったため、やむを得ず1人で対応することとした。 また、打合せスペースが別の打合せでふさがっていたため、局の会議室で打合せを行った。	×	76.2% (64名)
11	測量器械の購入に際して、専門的な知見を有しなかったことから、専門の事業者に依頼し、参考となる仕様書を作成してもらった後に、他社の製品カタログを見たところ、当該仕様書を作成した社以外の製品でその仕様を満たすものはなかった。 これは、訓令第10条に規定する「不当な働きかけ」に該当するため、11条の規定に基づき、所属の長及び発注者綱紀保持担当者に報告を行った。	×	36.9% (31名)
12	契約書の作成を行っていない少額の物品購入契約において、契約相手方から、「メーカーの在庫を確認したところ、一部納期に間に合わない（1週間程度）ものがある」との連絡が発注担当職員にあったが、発注担当職員は事務的に支障がないと判断し、契約相手方に「問題ない」旨回答した。 その後、履行期限から6日遅れで納品があった際、検査職員は納期遅れに気づいたものの、業者から「〇〇さん（発注担当職員）から了解いただいております」と言われたため、関係書類や発注担当職員への確認もせず合格とし、納入物品を受領した。	×	98.8% (83名)

第3回（平成22年3月）発注者綱紀保持に関する チェックシート実施結果（設問別）

※ 解答者数 852名

※ 訓令に照らし、設問の内容が正しいと思う場合は「○」を、正しくないと思う場合は「×」を記入。

設問 番号	設 問	正解	正答率 (正解者数)
1	発注者綱紀保持規程は、発注事務を担当する職員と、これを管理監督する職員の法令遵守等の責務や事業者との応接方法、第三者から不当な働きかけを受けた場合の対応等について定めたものである。 発注担当職員等は、これらを適正に行うことにより、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に関する綱紀の保持を図っていく必要がある。	○	98.2% (837名)
2	「発注事務」の範囲は、物品購入や役務契約、委託契約等に係る入札公告、予定価格の作成、契約相手方の決定といった契約事務手続きをいい、その前段である仕様書、設計書の作成業務は含まれないことから、仕様書の作成を行う原課の担当者は「発注担当職員」に含まれない。	×	97.5% (831名)
3	発注担当職員は、発注事務の実施に当たり、発注事務に係る会計法令等を遵守する必要がある。 したがって、前任者から引継ぎを受けた事項であっても、常に会計法令等の原理原則に立ち返り、それが適切かどうか確認しながら発注事務を行う必要がある。	○	98.6% (840名)
4	来週入札を予定している業務について、外部から「談合が行われている」旨の通報が電話であったが、法令違反との確証がなかったため、部局に設置された公正入札調査委員会へ通報した。	○	89.0% (758名)
5	毎年度行っている委託契約の今年度の発注予定（仕様書の内容、入札時期（※公表は行っていない事項））について事業者から問い合わせがあったため、「去年とほぼ同じ内容で同じ時期くらいに発注を考えている」と回答した。	×	97.4% (830名)
6	来週入札が行われる自分が担当する業務について、他の業務の発注担当職員から、どんな事業者が入札に参加する予定か参考までに教えてほしいとお願いされたため、事業者からもらっていた名刺を見せた。	×	93.9% (800名)
7	来週入札公告予定の業務仕様書の作成が時間内に終わらなかったことから、週末自宅で作業の続きをするため、ノートから自宅パソコンのアドレスにメールでファイルを送信し、日曜日の作業終了後、自宅から職場のパソコンに再度メールでファイルを送信した。	×	98.9% (843名)
8	自分が担当する入札公告中の業務について、事業者が仕様書の内容について質問するため来庁した際、上司とともに執務机において応対した。	×	90.4% (770名)
9	入札終了後、落札できなかった事業者から、総合評価落札方式の技術点の内訳について教えてほしいと言われたが、公表されていない情報であり、また、「第三者からの不当な働きかけ」に該当することからこれを拒否し、さらに、この内容を記録し、公表する旨を相手に伝えた。	○	73.9% (630名)
10	秘密漏洩防止の観点から、管理監督者は事業者に対し、執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知するための掲示を行うなど、必要な措置を講じなければならない。	○	97.1% (827名)

(1) ②食料安定供給特別会計入札等監視委員会における意見具申に係る
報告及び対応状況について

平成 22 年 4 月 20 日
大臣官房経理課

1 食料安定供給特別会計入札等監視委員会（以下「委員会」という。）における意見具申に係る報告

(1) 第 6 回委員会（平成 21 年 2 月 25 日）

平成 20 年 11 月 7 日、経営局人材育成課が入札執行を行った「平成 20 年度就農支援資金制度運営推進委託事業（就農支援資金貸付状況等調査事業）」について、不落随契に移行し落札率が高いことから、委員会において審査の対象となり、落札の経緯について説明を求められた。後日、入札執行担当課から再説明を行う旨を委員会に伝えた。

(2) 第 7 回委員会（平成 21 年 5 月 20 日）

入札執行担当課から落札の経緯について改めて説明を行う。しかしながら、委員長から「予定価格を類推させるような行為は適切とは言えない。勧告とまではいかないまでも、意見具申を行うなどの形で処理したい」との発言があった。

(3) 第 8 回委員会（平成 21 年 8 月 26 日）

委員会から総合食料局長あてに別紙 1 のとおり意見の具申が行われた。

(4) 第 10 回委員会（平成 22 年 3 月 12 日）

第 8 回委員会において意見具申があったことに対して、以下の措置について委員会に報告。

① 経営局長から経営局各課長に対し、

(7) 各職員は会計法令の遵守のみならず、公平性、透明性の確保に努め、不適正な行為の未然防止を心掛けること

(4) 会計法令・農林水産省発注者綱紀保持規程等の理解を図るため、今後開催される研修等に積極的に参加すること

を内容とした文書の発出及び各職員への周知。

② 総合食料局と経営局と合同で契約事務説明会を定期的に開催し、合わせて理解度テストの実施。

2 対応状況について

(1) 経営局長から経営局各課長に対する文書の発出（再掲）

別紙 2 のとおり「食料安定供給特別会計入札等監視委員会からの意見の具申について」（平成 21 年 12 月 15 日付け 21 経営第 4944 号経営局長通知）を経営局各課長に通知

(2) 総合食料局と経営局と合同で契約事務説明会の開催（再掲）

別紙 3 のとおり、現在まで 3 回の説明会を開催し、計 93 名の職員が出席。

平成 21 年 8 月 26 日

農林水産省総合食料局長 殿

食料安定供給特別会計入札等監視委員会

委 員	塩 田 忠 典
委 員	尾 崎 輝 郎
委 員	山 口 俊 明



「平成 20 年度就農支援資金制度運営推進委託事業」について

第 6 回及び第 7 回食料安定供給特別会計入札等監視委員会における標記事業の契約審議において、一般競争入札では落札者がなく随意契約に移行した際に、年度内に事業を終わらせるために再度公告等に移行する時間的余裕がなかったこと等を理由に、入札参加者に予定価格を類推させるような紛らわしい行為があったとの説明がありました。

このことは、契約事務手続きの公平性、透明性の観点からみて、適切を欠いた行為であったと言わざるを得ず、大変遺憾であります。

したがって、食料安定供給特別会計に係る入札等監視委員会規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり意見を申し上げます。

記

- 1 各職員は、単に会計法令を遵守するだけでなく、現在の社会情勢を踏まえ、国民目線から見て公平性、透明性を欠くような不適切な行為の未然防止に心掛けること。
- 2 予定価格情報の適切な管理を含めた、会計法令についての研修等の強化とそのフォローアップを図ること。
- 3 管理監督者は、その職責を自覚するとともに、職員の職責が果たせるよう、職員を適切に指導監督し、適正な契約事務の確保に努めること。

契約名：平成 20 年度就農支援資金制度運営推進委託事業

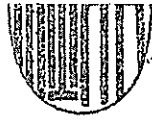
契約担当官：支出負担行為担当官 農林水産省経営局長

契約相手：社団法人全国農村青少年教育振興会

契約締結日：平成 20 年 11 月 12 日

契約金額：1,434,389 円

契約方式：一般競争入札（4 者応札）→随意契約（予令第 99 条の 2（不落随意契約））



別紙 2

21 経営第 4944 号
平成 21 年 12 月 15 日

総 務 課 長 殿

経 営 局 長

食料安定供給特別会計入札等監視委員会からの意見の具申について

このことについて、別添のとおり総合食料局長から食料安定供給特別会計入札等監視委員会の意見の具申について通知があったので、その内容について了知の上、下記を各職員に周知徹底し、入札事務の適正化を図られたい。

記

- 1 各職員は、会計法令の遵守のみならず、社会情勢を踏まえた公平性、透明性の確保に努め、不適切な行為の未然防止を心掛けること。
- 2 会計法令・農林水産省発注者綱紀保持規定等の理解を図るために、大臣官房主催の研修や総合食料局及び経営局が合同で開催する「契約事務に関する説明会」に積極的に参加すること。
特に食料安定供給特別会計の契約事務を担当する職員については、「契約事務に関する説明会」に参加すること。

平成 22 年 4 月 20 日
総合食料局総務課経理室

契約事務に関する説明会について

1 契約事務に関する説明会

食料安定供給特別会計入札等監視委員会からの意見の具申を受け、契約事務の透明性、公平性を確保しつつその事務が適正に行われるよう、総合食料局及び経営局に在籍する契約事務担当職員（契約事務担当職員以外の者でも希望者は受講可能）を対象に「契約事務に関する説明会」を実施することとした。

- (1) 毎年 2 回定期的に説明会を実施し、定期説明会に受講できない者のために臨時の説明会も開催する。
- (2) 説明会においては入札・契約事務に係る「理解度テスト」を実施し、担当職員の理解度を確認する。（一定水準以下の成績者は当該水準に達するまで再研修・再テストを行う）
- (3) 契約事務担当職員のうち「入札執行官」については、説明会の受講を終了し、理解度テストにおいても一定水準以上に達した者をもって充てることとする。

2 説明内容

- (1) 契約事務で留意すべき基本的事項について（契約の方式、入札方法、秘匿すべき情報の取扱等）
- (2) 発注者綱紀保持規程について（発注担当職員の責務、事業者との接触方法、遵守すべき法令等）
- (3) 内部通報ルールについて（通報等を行う者の責務、通報処理体制、秘密の保持等）

3 資料等（基本・入門編）

「契約事務について」「入札執行手順（紙入札）について」

「農林水産省発注者綱紀保持マニュアル」

「農林水産省職員内部通報処理要領」

「契約事務及び発注者綱紀保持に関するチェックシート」（理解度確認テスト）

- * 上記資料等は掲示板に掲示を行い、本省、地方農政局及び地方農政事務所の職員が常時閲覧することができるようにした。

4 開催実績

(1) 開催日時及び出席者

第 1 回：平成 21 年 12 月 16 日（水）～ 18 日（金） 出席者 3 日間計 56 名

第 2 回：平成 22 年 1 月 15 日（金） 出席者 8 名

第 3 回：平成 22 年 4 月 15 日（木）～ 16 日（金） 出席者 2 日間計 29 名

(2) 説明者

総合食料局総務課経理室課長補佐 月村政信

(2) 平成22年度発注者綱紀保持対策の実施方針について

1 マニュアルの周知徹底

法令遵守・綱紀保持の意識をさらに高めるため、マニュアルの定期的（半期毎）な周知徹底を図る。

2 発注者綱紀保持に関するチェックシートの実施

1に合わせて発注者綱紀保持に関するチェックシートを実施し、発注担当者の理解度を一層深め綱紀の保持を図る。

（今までの発注者綱紀保持に関するチェックシートの結果を踏まえ、正答率の低い設問を中心に更新することによりマニュアルの習熟度を高める。）

3 研修の実施(1) 本省が実施する研修

- ① 施設等機関及び地方支分部局の発注者綱紀保持担当者を対象とする研修（平成22年6月頃）
- ② 本省内の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修（平成22年6月頃及び11月頃）
〈研修項目〉
 - (ア)「発注者綱紀保持対策」に関する講義
 - (イ)「入札談合等関与行為防止法等」に関する講義
 - (ウ)「会計経理をめぐる最近の動き（予算執行の適正化）及び発注者綱紀保持研修の実施」に関する講義
 - (エ)「契約事務の留意点」に関する講義

(2) 施設等機関及び地方支分部局が実施する研修

当該機関の発注者綱紀保持担当者により当該機関の管理監督者及び発注担当職員に対する研修